

平成二十七年経済産業省令第五十六号

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令を次のように定める。

(用語の意義)

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。)、電気事業法等の一部を改正する法律(以下「平成二十六年改正法」という。)及び電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)において使用する用語の例による。

(旧)一般電気事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置

第一条の二 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(次項において「整備等の政令」という。)第三十五条第一項の場合における電気事業法施行規則第三条の十二第一項の規定の適用については、同項第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

2 整備等政令第三十五条第二項の場合における電気事業法施行規則第三条の十三第二項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第一号から第四号まで」とする。

(発電事業の届出)

第一条の三 平成二十六年改正法附則第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第一の発電事業届出書を提出しなければならない。

2 平成二十六年改正法附則第八条第三項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力

三 専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であつて、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものと有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方及びその内容

3 平成二十六年改正法附則第八条第四項において準用する法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面

二 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

三 届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第二条 平成二十六年改正法附則第九条第一項に規定する一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という。)は、同項の規定に基づき定める託送供給等約款においては、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号口に掲げることを約している場合には、その供給の相手方との契約書の写し

三 届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

(託送供給等約款において定めるべき事項)

四 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容ニ 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一 般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

二 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ 口からニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ト 一 般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 一 般送配電事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令(平成二十七年経済産業省令第五十七号)。次条第一号において「算定省令」という。)第二十九条第一項に規定する調整を行う場合にあつては、同条第二項に規定する離島基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価

二 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ 口からニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ト 一 般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 一 般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

ハ 料金

ト 送電上の責任の分界

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

(最終保障供給に係る約款において定めるべき事項)

第六条 一般電気事業者は、平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定に基づき定める最終保障供給に係る約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別がある場合にあっては、その種別

三 供給電圧及び周波数

四 料金

五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

九 供給の停止及び中止に関する事項

十 送電上の責任の分界

十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあっては、その期間

十四 実施期日

(最終保障供給に係る約款の届出)
（離島供給に係る約款の届出）

第七条 平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする一般電気事業者は、様式第三の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障供給に係る約款の公表)

第八条 平成二十六年改正法附則第十条第三項の規定による最終保障供給に係る約款の公表は、同条第一項の届出をした日以後遅滞なく、その供給区域（離島を除く。）における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認の申請）

第九条 平成二十六年改正法附則第十条第四項の承認を受けようとする一般電気事業者は、様式第一項の届出をした日以後遅滞なく、その供給区域（離島を除く。）における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認の申請）

第十一条 平成二十六年改正法附則第十条第三項の規定による最終保障供給に係る約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

一 平成二十六年改正法附則第十条第四項の規定による届出をした最終保障供給に係る約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(特定小売供給開始の届出)

第十四条 平成二十六年改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその努力を有するものとして読み替えて適用される平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の特定小売供給開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定小売供給の認可申請）

第十五条 旧法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第八の特定小売供給譲渡譲受認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類

二 譲渡しに関する契約書の写し

三 譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類

四 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

五 譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

六 譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

（離島供給に係る約款において定めるべき事項）

第十一条 一般電気事業者は、平成二十六年改正法附則第十二条第一項の規定に基づき定める離島供給に係る約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別がある場合にあっては、その種別

三 供給電圧及び周波数

四 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

七 謙受人が法人の発起人である場合にあつては、その法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八 謙渡人又は謙受人が地方公共団体である場合にあつては、当該謙渡人又は謙受人の謙渡し又は謙受けについての議決に係る議会の会議録の写し

九 謙受人の謙受けの日以後三年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

十 謙渡しに係る特定小売供給に水力発電所又は原子力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使用に係る権利又は原子力発電所の謙渡し又は謙受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し（承認又は許可の申請をしている場合については、その申請書の写し）

十一 様式第十の特定小売供給遂行体制説明書

十二 様式第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

十三 様式第十一条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十一の合併認可申請書又は様式第十二条の分割認可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 合併又は分割を必要とする理由を記載した書類

二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

三 合併又は分割の条件に関する説明書

四 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画書

五 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎年度における用途別に記載した書類

六 当事者の一方がみなし小売電気事業者以外の者である場合にあつては、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

七 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により特定小売供給の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八 みなし小売電気事業者が合併しようとする発電事業者が発電事業の用に供する原子力発電所を設置している場合において、その合併について行政庁の認可を受けているとき、又は認可の申請をしているときは、その認可書又は申請書の写し

九 様式第十の特定小売供給遂行体制説明書

一〇 経済産業大臣は、旧法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

一一 諸式第十七条旧法第十二条の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十三の特定小売供給承継届出書に特定小売供給の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一二 許可申請書に次に掲げる書類（特定小売供給の全部を休止し、又は廃止する場合は、第一号の書類に限る。）を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一三 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

一四 休止又は廃止する特定小売供給に係る供給区域の境界を明示した地形図

一五 休止し、又は廃止する特定小売供給に係る電気工作物の概要を記載した書類

一六 経済産業大臣は、旧法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の特定小売供給休止（廃止）

一七 許可申請書に次に掲げる書類（特定小売供給の全部を休止し、又は廃止する場合は、第一号の書類に限る。）を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一八 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

一九 休止し、又は廃止する特定小売供給に係る供給区域の境界を明示した地形図

二〇 休止又は廃止する特定小売供給に係る電気工作物の概要を記載した書類

二一 経済産業大臣は、旧法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがある。

（法人の解散の認可申請）

第十九条 旧法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二〇 経済産業大臣は、旧法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

二一 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（特定小売供給約款において定めるべき事項）

二二 適用区域又は適用範囲

二三 供給の種別

二四 供給電圧及び周波数

二五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項（電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）

二六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

二七 契約の申込みの方法及び契約の解除に関する事項

二八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

二九 供給の停止及び中止に関する事項

三〇 送電上の責任の分界

三一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その事項

三二 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又はみなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

三三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

三四 実施期日
（特定小売供給約款の認可の申請）

二二二条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定による特定小売供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の特定小売供給約款認可申請書に特定小売供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二二二条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の特定小売供給約款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定小売供給約款

二二二条 第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特

別措置法（平成二十三年法律第八百八号）第三十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「賦課金額のみの変更」という）又は消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という）を除く。）をしようとする場合にあつては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

四 第二十条第五号又は第六号の事項を変更しようとする場合にあっては、電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十四条 改正法附則第十八条第三項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合は、特定小売供給約款の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十六条までにおいて単に「特定小売供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 特定小売供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の

第二十五条 改正法附則第十一条第四項の規定による特定小売供給業の変更の届出をしようとする者は、様式第十九の特定小売供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 二 三
変更を必要とする理由を記載した書類
変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定小売供給約款
第二十条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）

四 第二十条第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となるも
をしようとするときは、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づい
て作成した書類

第二十六条 旧法第二十二条第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十の特定小売の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書（特定小売供給約款以外の供給条件の認可申請）

供給約款以外の供給条件認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
一 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二
料金又は電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(賦課金額に係る手続の特例)
第二十七条 第二十二条、第二十三条、第二十五条及び前条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合について、賦課金額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしよう

うとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十八条 第二十九条 第三十一条 第三十二条 第二十五条及び第二十六条の規定に基づき申譯書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額の変更をしようとする場合は、これらの規費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法を変更するものにはほか、消費税等相当額並びにその額に係る支拂ふべき金額等を記載すべきである。

に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない
(意見の聴取) 第二十九条 旧法第一百十条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長とし
て二三十回の意見を収集することによって行う。

て主導する意見聴取会によつて行つて、経済産業大臣は、意見聴取会の開催日を定め、意見聴取会の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。期日は、意見聴取会の開催日より遅く、審査請求人が意見聴取会に出席するための十分な期間を設けることとする。

3
和解開催日(参加人を除く)又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べよなどとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
- 6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらができない。
- 7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。
- 9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
- 10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。
- (指定旧供給区域の変更の許可申請)
- 第三十条** 平成二十六年改正法附則第十七条第一項の規定により指定旧供給区域の変更の許可を受けるようとする者は、様式第二十一の指定旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 増加し、又は減少する指定旧供給区域の境界を明示した地形図
- 三 指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類
- 四 指定旧供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類
- 五 指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書
- 六 指定旧供給区域を増加する場合は、送電関係一覧図
- 七 指定旧供給区域の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し
- 八 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が指定旧供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し
- (指定旧供給区域の増加に伴う事業開始の届出)
- 第三十一条** 第十四条の規定は、平成二十六年改正法附則第十七条第六項の規定による届出をしようとする者に準用する。
- (旧認可供給条件の承認)
- 第三十二条** 平成二十六年改正法附則第十九条の承認を受けようとする者は、様式第二十二の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 旧認可供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金又は電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする者は、様式第二十二の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 法に関する説明書

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらができない。

7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(指定旧供給区域の変更の許可申請)

第三十条 平成二十六年改正法附則第十七条第一項の規定により指定旧供給区域の変更の許可を受けるようとする者は、様式第二十一の指定旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する指定旧供給区域の境界を明示した地形図

三 指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 指定旧供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

六 指定旧供給区域を増加する場合は、送電関係一覧図

七 指定旧供給区域の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が指定旧供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

(指定旧供給区域の増加に伴う事業開始の届出)

第三十一条 第十四条の規定は、平成二十六年改正法附則第十七条第六項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(旧認可供給条件の承認)

第三十二条 平成二十六年改正法附則第十九条の承認を受けようとする者は、様式第二十二の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 旧認可供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金又は電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする者は、様式第二十二の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

法に関する説明書

(特定小売供給約款の公表)

第三十三条 平成二十六年改正法附則第二十条第三項の規定による特定小売供給約款の公表は、同条第一項の認可を受けた日以後遅滞なく、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(公聴会)

- 2 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の十四日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができるものと認めた者は、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他参考人に公聴会に出席を求めることができる。
- 6 公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席して求められた者以外の者は意見を述べることができない。
- 7 第四項の規定による指定を受けた者又は第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。
- 8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。
- (準用)
- 第三十五条** 第十四条から第十九条まで及び第二十九条の規定はみなし登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第十四条中「附則第十六条第四項」とあるのは「附則第二十三条第三項」と読み替えるものとする。
- (旧供給地点の減少の許可申請)
- 第三十六条** 平成二十六年改正法附則第二十四条第二項の規定により旧供給地点の変更の許可を受けるようとする者は、様式第二十三の旧供給地点減少許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 減少する旧供給地点の位置を明示した地形図及び旧供給地点を記載した図面
- 三 申請者が地方公共団体である場合にあっては、旧供給地点の減少についての議会の会議録の写し
- (軽微な減少)
- 第三十七条** 平成二十六年改正法附則第二十四条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な減少は、減少しようとする旧供給地点における需要が五十キロワット未満であり、かつ、当該みなし登録特定送配電事業者の最大供給電力(特別小売供給の用に供することができる最大電力をいう。)の十ペーセント未満であると見込まれることとする。
- (旧供給地点の減少の届出)
- 第三十八条** 平成二十六年改正法附則第二十四条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十四の旧供給地点減少届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 減少を必要とする理由を記載した書類
- 二 減少する旧供給地点の位置を明示した地形図及び旧供給地点を記載した図面
- 三 届出者が地方公共団体である場合にあっては、旧供給地点の変更についての議会の会議録の写し
- (みなし登録特定送配電事業者の供給条件において定めるべき事項)
- 第三十九条 平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 適用地点
- 二 供給の種別がある場合にあっては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項（電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び契約の解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又はみなし登録特定送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
- 十三 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- 十四 実施期日
- 第五十条 平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の規定による供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施日の十日前までに、様式第二十五の特別小売供給条件届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 料金の算出の根拠に関する書類
- 二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書
- 三 料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書
- 四 変更後の供給条件の実施の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書
- 3 第二十七条及び第二十八条の規定は前二項の届出書の提出に準用する。
- (立入検査の身分証明書)
- 第四十一条 平成二十六年改正法附則第二十五条の三第三項の証明書は、様式第二十七によるものとする。(聴聞)
- 第四十二条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行なうべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

2 第三十四条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一月二五日経済産業省令第七十七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二三日経済産業省令第二八号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年三月一四日経済産業省令第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年九月七日経済産業省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日経済産業省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一一月一一日経済産業省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から施行する。

附 則（令和五年三月二八日経済産業省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）から施行する。

附 則（令和五年三月二八日経済産業省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）から施行する。

様式第1 (第1条の3関係) (平成26年6月1日施行・追加、令和元年6月1日一部改正)

発電事業届出書

年 月 日

氏名

住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成26年改正法附則第8条第3項の規定により、次のとおり発電事業に係る事項を届け出ます。

							備考	
主たる営業所		名称						
		所在地						
その他の営業所		名称						
		所在地						
発電所の名称	設置の場所(都道府県市町村を記載すること)	設置の場所(都道府県市町村を記載すること)	原動機の種類	周波数	出力	特定期間用電気工作物の出力	供給の相手方	供給の内容
専用電気工作に供する発電機の用工作物	専ら自家消費の用工作物に供する発電機の用工作物							
事業開始の年月日								
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先								

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 2 出力の変更の場合は、当該変更を行う年月日を備考欄に記載すること。
 3 該当事項のない欄は、省略すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第1の2 (第3条関係) (平29年政令28・旧様式第1様下、令元政令17・一部改正)
託送供給等約款認可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 圈

平成26年改正法附則第9条第1項の規定により、別紙託送供給等約款の案のとおり託送供給等約款の認可を受けていので申請します。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2 (第5条関係) (令元政令17・一部改正)
託送供給等特例認可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 圈

平成26年改正法附則第9条第4項の規定により、次のとおり同条第1項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

供 給 の 類 類	接替供給・接続供給・局電量調整供給	備 考
氏 名 (名称)		
住 所		
供給の相手方		
受電場所		
受給場所		
供給場所		
供 給 電 力		
供 給 電 壓		
電 気 方 式 及 び 周 波 数		
料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容		
供給開始年月日 及び有効期間		

備考 1 受電場所及び供給場所が離する発電所、変電所、送電線路又は配電線路の名称を備考欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3 (第七条関係) (平27年産令77・追加、令元産令17・一部改正)
最終保障供給に係る約款届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 國
平成26年改正法附則第10条第1項の規定により、別紙のとおり最終保障供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第4 (第九条関係) (平27年産令77・追加、令元産令17・一部改正)
最終保障供給特例承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 國

平成26年改正法附則第10条第4項の規定により、次のとおり最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第5 (第11条関係) (平27年産令77・追加、令元産令17・一部改正)
離島供給に係る約款届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 國

平成26年改正法附則第11条第1項の規定により、別紙のとおり離島供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第6 (第13条関係) (平27年産令77・追加、令元産令17・一部改正)
離島供給條例承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 國

平成26年改正法附則第11条第4項の規定により、次のとおり離島供給に係る約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金 その他の供給条件	
実施期日及び実施期間	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第7 (第14条関係) (令25年令29・全改)

特定小売供給開始届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成26年改正法附則第16条第4項(平成26年改正法附則第23条第3項)の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第7条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給を開始したので届け出ます。

特定小売供給開始年月日	
特定小売供給の内容	

備考 1 特定小売供給の内容は、平成26年改正法附則第17条第4項の規定により指定旧供給区域を区分して同条第3項の指定があった場合に限り、記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第8 (第15条関係) (平28年令28・追加、令元年令17・令25年令02・一部改正)

特定小売供給譲渡譲受認可申請書

年 月 日

殿

譲渡人住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

譲受人住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

平成26年改正法附則第16条第4項(平成26年改正法附則第23条第3項)の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第10条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給の全部の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

譲渡予定期限	年 月 日
--------	-------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (第15条、第16条、第18条、第30条、第40条関係) (平成28年改正)
 令元改正令17・一部改正)

事業収支見積書
 収益及び費用

項目	年度	備考
電 灯 料		
想定需要 (百万kWh)		
単位 (円/kWh)		
電 力 料		
想定需要 (百万kWh)		
単位 (円/kWh)		
その他の収益		
当期経常収益合計		
他社購入電力料		
接続供給託送料		
販売費		
一般管理費		
電源開発促進税		
その他の費用		
当期経常費用合計		
法人税等		
当期純利益		

キャッシュ・フロー

項目	年度	備考
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の増減額		
社債の増減額		
株式の発行による収入		

配当金の支払額
その他の増減額
現金及び現金同等物の増減額
現金及び現金同等物の期首残高
現金及び現金同等物の期末残高

- 備考 1 電灯料及び電力料については平成26年改正法附則第16条第1項に定める特定小売供給に係る収益に限る。
 2 法人税等には、法人税等調整額を含むこと。
 3 受取利息及び受取配当金については投資活動によるキャッシュ・フローに、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローに含めること。
 4 該当事項のない欄は、省略すること。
 5 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度全ての金額を、1枚で記載すること。
 6 記載すべき金額は百万円単位、想定需要は百万kWhをもって表示すること。
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10（第15条、第16条関係）（平28経産令28・追加、令元経産令17・一部改正）

特定小売供給遂行体制説明書

1. 特定小売供給を遂行する責任者
2. 特定小売供給を遂行する体制の概要
3. 種類図

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11（第16条関係）（平28経産令28・追加、令元経産令17・令2経産令90・一部改正）

合併認可申請書

年 月 日

殿

住所

合併する法人の名称及び代表者の氏名

住所

合併する法人の名称及び代表者の氏名

平成26年改正法附則第16条第4項（平成26年改正法附則第23条第3項）の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第10条第2項の規定により、次のとおり法人の合併の認可を受けたいので申請します。

合併後存続（合併により設立）する法人の名称	住 所	
	名 称	
合 併 予 定 年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12 (第16条関係) (平成28年政令28・追加、令和元年政令17・令2政令92・一部改正)

分割認可申請書

年 月 日

殿

住所

分割する法人の名称及び代表者の氏名

平成26年改正法附則第16条第4項(平成26年改正法附則第23条第3項)の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第10条第2項の規定により、次のとおり法人の分割の認可を受けたいので申請します。

分割により特定小売供給の全 部を承継する法人の名称	住 所	
	名 称	
分 割 予 定 年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13 (第17条関係) (平成28年政令28・追加、令和元年政令17・令2政令92・一部改正)

特定小売供給承継届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

平成26年改正法附則第16条第4項(平成26年改正法附則第23条第3項)の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第11条第2項の規定により、次のとおりみなし小売電気事業者の地位を承継したので届け出ます。

承 継 年 月 日	
被 承 継 者	
承継した特定小売供給の 許可年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14 (第18条関係) (平28年政令28・追加、令元政令17・令2政令92・一部改正)

特定小売供給休止(廃止)許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

平成26年改正法附則第16条第4項(平成26年改正法附則第23条第3項)の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第14条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給の全部(一部)の休止(廃止)の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止(廃止)しようとする特定 小売供給の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15 (第19条関係) (平28年政令28・追加、令元政令17・令2政令92・一部改正)

解散認可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

平成26年改正法附則第16条第4項(平成26年改正法附則第23条第3項)の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第14条第2項の規定により、次のとおり法人の解散の決議(総社員の同意)の認可を受けたいので申請します。

解散予定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16 (第21関係) (平28年基令28・追加、令元基令17・一部改正)

特定小売供給約款認可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成26年改正法附則第18条第1項の規定により、別紙特定小売供給約款の案のとおり特定小売供給約款の認定の認可を受けたいので申請します。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第17 (第21条関係) (平28年基令28・追加、令元基令17・令2基令92・一部改正)

特定小売供給約款変更認可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

平成26年改正法附則第18条第1項の規定により、次とのおり特定小売供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

要更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第18 (第23条関係) (平28年政令28・追加、令元政令17・令2政令92・一部改正)

特定小売供給約款変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第10条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19 (第25条関係)

特定小売供給約款変更届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

改正法附則第18条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20（第26条関係）（平成28年政令28・追加、令25年政令17・令25年政令92・一部改正）

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして
読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小
売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	
実施期日及び実施期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21（第30条関係）（令25年政令29・追加、令25年政令92・一部改正）

指定旧供給区域変更許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

平成26年改正法附則第17条第1項の規定により、次のとおり指定旧供給区域の増
加（減少）の許可を受けたいので申請します。

増加（減少）しようとする区 域（都道府県都市町村字を 記載すること。）	
変更予定期年月	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第22 (第32条関係) (平28年政令28・追加、令元政令17・一部改正)
旧認可供給条件承認申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成26年改正法附則第19条の規定により、次のとおり旧認可供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	
実施期日及び実施期間	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第23 (第36条関係) (平28年政令28・追加、令元政令17・一部改正)
旧供給地点減少許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成26年改正法附則第24条第2項の規定により、次のとおり旧供給地点の減少の許可を受けたいので申請します。

減少しようとする旧供給地点	氏名(名称)	
	住 所	
減少予定年月日		

備考 1 旧供給地点の氏名(名称)の欄には、当該旧供給地点における電気の使用者又は電気の使用者の代表者の氏名(名称)を記載すること。

2 旧供給地点の住所の欄には、都道府県市区町村番地住居番号を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第24 (第38条関係) (平28年政令28・追加、令元政令17・一部改正)
旧供給地点減少届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
平成26年改正法附則第24条第4項の規定により、次のとおり旧供給地点の減少を行いたいで届け出ます。

減少しようとする旧供給地点	氏名(名称)	
住 所		
減少予定年月日		

- 備考 1 旧供給地点の氏名(名称)の欄には、当該旧供給地点における電気の使用者又は電気の使用者の代表者の氏名(名称)を記載すること。
 2 旧供給地点の住所の欄には、都道府県都市区町村番地住居番号を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第25 (第40条関係) (平28年政令28・追加、令元政令17・一部改正)
特別小売供給条件届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
平成26年改正法附則第25条第1項の規定により、別紙のとおり供給条件を定めたので届け出ます。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第26（第40条関係）（平成26年改正・追加、令和元年改正令17・一部改正）

特別小売供給条件変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）印

平成26年改正法附則第25条第1項の規定により、次のとおり供給条件を変更した
いので届け出ます。

変更の内容
実施期日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この
場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第27（第41条関係）（平成26年改正・追加）

表面

第 号

電気事業法等の一部を改正する法律
附則第25条の3の規定による立入検査証職名
氏名

年 月 日生

年 月 日発行

発行者 印

裏面

電気事業法等の一部を改正する法律附則抜き

第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定
の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売事業者の営業所、事務所そ
の他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。2、経済産業大臣は、附則第23条から第25条までの規定の施行に必要な限度
において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所そ
の他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六、附則第25条の3第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又
は言避したとき。